

岩手県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和5年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、久慈市、岩手郡葛巻町、下閉伊郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村及び九戸郡野田村
- 2 実施した期間 令和4年5月17日から令和5年1月10日まで
- 3 実施した基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成